

泉大津市立学校における働き方改革の取組指針について

泉大津市教育委員会

1.はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められています。

併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。本市においては、独自の施策も実施するなど業務改善に取り組んでおり、一定の成果も見られているところです。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組みが必要です。

今般、泉大津市教育委員会では、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「泉大津市立学校における働き方改革の取組指針」を策定しました。

今後は、本指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図ります。

2.本市の働き方改革の目的

- (1)「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- (2)教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

3. 教職員の時間外勤務時間の軽減

『泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和6年2月1日)』

※一部抜粋

●「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

●上限時間の原則に対する例外

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

4. 泉大津市教育委員会、学校の責務

(1) 泉大津市教育委員会の責務

泉大津市教育委員会は本市立学校の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革及びその推進に向けて継続的に取り組みます。

(2) 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組みを実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属教職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属教職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組みを実施します。

<働き方改革のポイント>

○目的の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人ひとりが組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと。また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

5. 教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組み

(1)働き方に関する意識改革を図る取組み

①「学校閉庁日」の設定（平成30年8月から）

- ・教職員が一斉に休暇等を取得し、学校に勤務しない日（8月15日前後で3日間「令和5年度から5日間」）を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく。

②「出退勤管理」の設定（令和元年9月から）

- ・校務支援システムを活用し、客観的に各教職員の時間外在校等時間を可視化することにより、教職員の健康管理を促す。

③ 部活動運営方針(平成31年3月から)

- ・適切な休養日及び勤務時間の設定について、学期中は、週当たり平日1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

(2)業務改善推進の取組み

①「介助員」「特別支援員」の配置

- ・障がいのある児童生徒へ日常生活や学習活動のサポートを行う。

②「学校図書館司書」の配置

- ・学校図書館の管理、運営、学校図書館を活用した授業等の支援を行う。

③登下校の見守り活動の実施

- ・スクールガードリーダー及び交通安全専従員の配置により、児童生徒の登下校の安全確保を行う。また、地域の方による児童生徒の登下校の安全が図られている。

④家庭教育支援サポーターの活用

- ・市内8小学校には家庭教育支援サポーターを配置し、市内3中学校にはサポーターの派遣を行い、学校関係者や福祉部局等との連携のもと、困り感をもつ保護者のエンパワメントを行う。家庭訪問等により、サポーターが保護者につながることで、学校と保護者につながりができ、信頼関係の構築が図られている。

⑤「スクール・ソーシャル・ワーカー」の活用

- ・市内3中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校アセスメントや目的に応じた各種会議の組織的な運営について、管理職等と連携し推進している。子ども達の置かれた様々な環境に、教育分野の知識と、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ってアプローチし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題解決を支援している。また、専門性を持った助言を行う。

⑥「スクール・サポート・スタッフ」の配置（令和2年7月から）

- ・教員の事務業務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保および時間外勤務の軽減を図る。 ※令和5年度は、小学校8校、中学校3校の計11校に配置

⑦学校水泳授業民間屋内プールの活用（令和4年度から）

- ・小学校の水泳指導における児童の安全面及びインストラクターによる泳力の向上を確保するとともに、施設の管理や水泳指導における教員の負担について軽減を図る。
※令和5年度は、小学校8校で実施

⑧いじめ防止相談アプリ（マモレポ）の導入（令和4年度から）

- ・児童生徒が悩みや困り事を1人1台端末から送信し、早期な対応を可能にするもの

⑨部活動技術指導者及び部活動指導員の配置

- ・中学校へ部活動技術指導者及び部活動指導員を配置することにより、教員の時間外勤務及び部活動指導の負担について軽減を図る。※部活動指導員は令和6年度から配置予定

⑩校務支援システムの導入(令和元年9月から)

- ・通知表及び指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図る。

⑪音声ガイダンス電話の設置（令和元年10月から）

- ・目的に応じメッセージ機能を設け、子どもへの教育活動の向上に資するもの

⑫自動採点システムの導入（令和元年9月から）

- ・定期テスト等の採点時間を短縮 ※全中学校

⑬GIGA スクール構想の推進（令和3年度から）

- ・1人1台学習用端末とデジタルドリル教材や授業支援ソフト等を効果的に活用して、学習活動を行うことにより、教員の授業準備や成績処理等の業務負担が軽減され、児童生徒の個別最適化された学びや創造性を育む学びを充実させるもの。また、GIGA スクールヘルプデスクを開設し、学校で生じた機器の不具合等の問い合わせ先を明確にし、内容を集約することで対策を講じたり、迅速な対応を可能にするもの

⑭給食費公会計化(令和4年度から)

- ・令和元年度に中学校で給食費の公会計化、令和4年度から小学校で給食費の公会計化が始まり、学校の徴収事務及び滞納整理業務の負担軽減につなげている。

⑮教育旅行中における看護師派遣(令和5年度から)

- ・遠足や修学旅行等に看護師を派遣することで、児童・生徒の持病、けが、発熱等余裕をもって対応することができ、引率教員の心身の負担軽減につなげることができる。
また、修学旅行等では、養護教諭が引率せず学校に留まることもできるので、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。

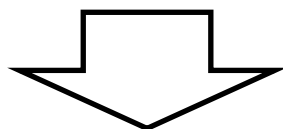
⑯スクールロイヤーの活用(令和5年から)

- ・学校で生起するすべての事案の中で、深刻な状況となる前に教育に精通した弁護士に相談し、助言を得ることで、法的根拠を持った対応を行い事案の早期解決を図る。そのことにより、教員の時間外勤務時間の削減や精神的な負担軽減につなげている。

6. 今後の本市教職員の働き方改革推進について

本市の働き方改革の目的（再掲）

- (1) 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること



目標

教職員の時間外勤務時間の軽減

「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- ・1箇月について45時間
- ・1年について360時間

(1) 教職員の意識改革

- ・月80時間超の時間外在校等時間の解消（緊急）

(2) 学校運営体制の見直し

- ・各教員が担う業務量の平準化
- ・小学校における教科担任制の導入
- ・授業時間数の見直し
- ・「みらい応援隊」による地域学校教育活動の推進

(3) DX化の推進

- ・DXの視点を取り入れた業務改善
(例) 各種調査、分析業務、照会・回答業務 等
- ・市から学校への調査、アンケート等のDX化
- ・学校における業務改善の好事例の収集・紹介

(4) 行事等の見直し

- ・市主催の行事や学校行事及び各種研修等の改善・見直し

(5) 専門スタッフの活用等

- ・業務の効率化
- ・人材確保
(例) 「介助員」「特別支援員」、「学校図書館司書」、「看護師」、「スクール・ソーシャル・ワーカー」、「スクール・サポート・スタッフ」、「スクールロイヤー」等

(6) 部活動における負担軽減（地域移行を含めた部活動の在り方の見直し）

- ・部活動技術指導者及び部活動指導員の配置